

解体工事等による給水装置破損事故等防止のお願い

最近、建物の解体工事等において、給水装置（水道管）の破損による漏水事故や水道の無断使用等のトラブルが多発しています。

解体工事等の依頼主や工事関係者の皆様は、下記の注意事項をご理解いただき、給水装置（水道管）の破損事故等の防止にご協力ください。

給水装置の事前調査等

- 敷地内の給水装置の設置場所を確認してください。水道課（市役所2階）にて設置場所を確認することができます。詳しいことは水道課給水装置班（0479-24-8983）へお問い合わせください。
- 給水装置を撤去し、水道を使用しなくなる場合は、必ず指定給水装置工事事業者に撤去工事を依頼してください。
- 水道の使用休止中の建物の解体工事で水道水を使用する場合は、必ず水道料金センター（0479-30-3131）へ連絡してください。
※無断で水道水を使用することはできません。



解体工事の注意事項

- 給水装置（水道管、水道メーター及び止水栓）の位置を重機オペレーターや作業従事者に明示し、破損させないように慎重に作業してください。

給水装置を破損した場合

- 破損箇所を確認し、止水栓やメーターボックス内のバルブで止水してください。
- 止水栓等で止水できない場合は、速やかに指定給水装置工事事業者に修理を依頼してください。
※給水装置は個人財産のため、破損等を起こした場合は、水道課では修理を行いません。

磁気活水器



なお、自己責任で設置する場合は、水道メーターから離れた場所に設置してください。磁気装置の影響で水道メーターの故障が生じた場合の取替費用等については、お客様の負担となりますのでご注意ください。

磁気装置が水道メーターボックス内に設置されると、磁気の影響で水道メーターが故障し、正常な使用水量の計量ができなくなるおそれがあり、またメーター交換の際にも支障をきたすことから、水道メーターの周辺には磁気装置を設置しないでください。

水道水を磁気等で活水するとされる装置を水道メーター付近に設置するご家庭があります。

水道メーター付近に磁気活水器を取り付けしないでください！